

◇ 市民講座 ◇

# アジアから見た日本の改憲問題

◆ 講師 永山茂樹 氏 (東海大学法学部教授)

◆ 対談者 清末愛砂 氏 (室蘭工業大学大学院准教授)

講演

## アジアから見た日本の改憲問題

永山茂樹

はじめに

東海大学の永山茂樹と申します。本日は「アジアから見た日本の改憲問題」というテーマをいただきます。

そこで1では、日本国憲法とその改正問題を、アジアを中心とした他国の視点で考えることがなぜ大切なのか。その理由をお話しようとおもいます。2では、朝鮮半島と西アジアからみた場合、どんなことがいえるかを、順にかんがえてみます。

### 1. なぜアジアから憲法と改憲をみるのか

#### (1) 自民党の改憲草案とアジア

自民党は二〇一二年四月、「日本国憲法改正草案」(以下、改憲草案)をつくりました。このなかに、同党の改憲にたいする基本的な考え方がうかがえます。ではアジアを中心とした他国(民)は、どう扱われているでしょうか。現行憲法とくらべながら、それを見ていきましょう。

ア 戦争の加害と被害をどうかんがえているか  
まず戦争の加害と被害のとらえ方です。現行憲法前文には「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうに」と書かれています。改憲草案はこれを削り、そのかわりに「我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し」とします。二つの文書のあいだで、戦争の加害と被害の見方におおきなひらきがあります。

① 現行憲法にある「戦争の惨禍」は、被害者を日本(人)に限定しません。これは当然のことです。戦争の惨禍は、国籍と無関係にふりかかっています。第二次大戦では、アメリカ人だけでなく、中国人、ベトナム人、フィリピン人など多くの戦死者ができました。また植民地人としても、あわせて二〇万人以上の朝鮮人や台湾人が命をおとしています。しかし改憲草案では「我が国は：乗り越えて発展し」となっています。日本(人)が被った戦争の荒廃だけを取りあげ、他国(人)の被害のことは抜けています。

② 改憲草案は、人為的な「先の大戦による荒廃」と非人為的な「幾多の大災害」を並べることで、日本の加害責任を相対化します。また現行憲

2019年8月24日（土）



永山茂樹氏

れるのです。でも戦争とは、そういうものではないでしょう。

日本が戦争を起こしたこと。それが他国（民）に筆舌に尽くしがたい惨禍をもたらしたこと。それを繰り返さないという決意にもとづいて日本国（憲法）がつけられたということ。改憲草案をつくった人々には、こういうことの認識が欠けているとおもいます。

#### イ 国際協調主義をどうかんがえているか

改憲草案は、「国際法規の尊重」を規定する現行憲法の九八条二項（日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする）に手を付けていません。だからといって安心はできません。全体に国際協調主義の点で後退していることは否めないのです。

① 現行憲法前文は「いづれの国家も、自国のことにみに専念して他国を無視してはならない」「他国と対等関係」と、主権国家の対等な関係を明記します。しかし改憲草案はこれを完全に削除します。「国際社会において主権国家は対等な立場にあり、相互に尊重しあう」という、形式的意味の国際協調主義からの後退です。

② 現行憲法前文の国際協調主義は、どのような「協調」でもよいという無原則の国際協調主義ではありません。それは目的と手段の両面において、非軍事的であることを基本にした国際協調主義です（軍事同盟をむすんだり多国籍軍に参加し

たりすることは、日本国憲法の国際協調主義とはまったく別物です）。しかし改憲草案は、前文および九条の平和主義を崩そうとしています。ですから、実質的意味の国際協調主義からの後退を意味するといつてよいでしょう。

関連して、安倍首相の戦後七〇年の談話（一五年八月二四日）をあげておきます。彼はこう述べました。

A 「我が国は、先の大戦における行いについて、繰り返し、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明してきました。（中略）こうした歴代内閣の立場は、今後も、揺るぎないものであります。」

B 「あの戦争には何ら関わりのない、私たちの子や孫、そしてその先の世代の子どもたちにも、謝罪を続ける宿命を背負わせてはなりません。」

お詫びの気持ちを表明する「歴代内閣の立場は、今後も、揺るぎない」とし、かつ「戦後生まれの世代（中略）に、謝罪を続ける宿命を背負わせてはなりません」と言うのですが、AとBとはうまくつながりません。戦後生まれ（五四年生まれ）の安倍晋三氏自身が、自分を「戦争には何ら関わりのない戦後世代」に属すると認識しているなら、なおさらです。なぜ一つの談話にこんな矛盾する表現が同居するのでしょうか。「謝罪の気持ちを言いたくないが、言わないわけにはいかなかった」という首相の内心の葛藤がすけてみえます。

法にある「戦争を再び起こさない」という日本国の決意も、改憲草案ではぼやかされています。

③ 現行憲法が「政府の行為（としての）戦争」一般を否定するのにたいし、改憲草案は「先の大戦」に限定して否定します。「先の大戦」が第二次大戦、すなわち対・米英戦争を指すなら、それ以前の武力の行使、侵略、植民地支配はどう評価するのでしょう。改憲草案はそこをあえて問おうとしないのです。

④ 改憲草案の「先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し…」という表現は、物質的に豊かな社会をつくり上げたことに重点を置き、戦争はまるでセピア色の思い出のように語ら

ウ 人権の普遍的保障をどうかんがえているか

現行憲法前文は「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」（平和的生存権）を明記します。注目したいのは「全世界の国民」（all peoples of the world）の部分です。ここで憲法は「人権は国境・国籍を越えない」という近代国家における人権観念から、「人権は国境・国籍を越える」という現代国際社会の普遍的な人権観念に近づきました。

平和的生存権は、他の人権にとって基底的权利で、個別の人権条項を解釈する際に基準となる、という理解が有力です。この理解を参考にすると、平和的生存権＝基底的权利が「国境・国籍を越える」ことに連動して、個別の人権もまた「国境・国籍を越える」ものと理解する可能性がひらけてくるでしょう。

しかし改憲草案は、前文から平和的生存権を削除します。

また改憲草案は、とくに外国人の選挙権を否定しようとしています。この問題は2でふたたびふれるつもりです。いずれの点でも、人権保障を国籍保有者に限ろうとする、時代遅れの人権観がみとれます。

改憲草案が、日本国憲法の「戦争への反省」「国際協調主義」「人権の普遍的保障」という主題を形骸化しようとするのがわかるでしょう。こういう形骸化は、明文改憲という手法だけでなく、

法律や行政などの手法でも、同時進行ですすめられます。

## (2) 改憲問題を「アジアから見る」べき四つの理由

改憲草案や安倍首相の談話では、アジアを中心とした他国（民）の視点が欠けています。しかし日本国憲法とその改憲は、日本国内だけの問題ではないので、それを外側からもみなければならぬとおもいます。

### ア 日本国憲法には国際法としての側面があるから

日本国憲法には多国間でむすばれた国際法的側面があります。

ポツダム宣言は、国家と社会の全面的改革（軍国主義の一掃、諸自由と基本的人権の尊重、民主主義的傾向の復活など）を、日本に要求しました。その履行には、大日本帝国憲法の改正が避けられませんでした。また日本国憲法の制定過程では、連合国・占領軍と日本政府の交渉と合意がありました。いずれの点においても、大日本帝国憲法から日本国憲法への変革は、国際的な合意の結果だったのです。

ここでは後者のことをのべます。忘れられがちですが、日本占領の最高決定権は、極東委員会にありました。それは、アメリカにくわえ、イギリス、

ソ連、中国（中華民国）、フィリピン（独立前）、オーストラリアなど計一カ国で構成されました。それは、連合国が日本の占領管理を目的に設置した最高政策決定機関です。

一九四六年五月一三日（これは帝国議会での憲法改正案の審議が始まる直前です）、極東委員会は新憲法をつくるにあたっての要件に関する声明を発表しました。具体的には「審議のための十分な時間と機会」「明治憲法との法的持続性」「国民の自由意思の表明」が必要だというものでした。

翌月二一日、GHQマッカーサーは、日本国憲法制定に関する談話を発表しました。そこで彼は「審議のための十分な時間と機会」「明治憲法との法的持続性」「国民の自由意思の表明」をあげたのです。つまり帝国議会における憲法改正案の議論の進め方は、基本的に、極東委員会の声明にしたがったものとなりました。

つまり帝国議会の憲法改正審議は、日本政府とGHQとの合意でまとめられた案を土台に、極東委員会がもつめた手順で、帝国議会の自由意思ですすめられたということがわかります。日本国憲法は、当時の複雑な環境下で、日本（政府、議会、国民）、GHQ、極東委員会によって形成された合意だったのです。だからいわゆる「押しつけ憲法論」（憲法は、GHQが日本政府に押し付けたものだ、だからだめだという議論）が、歴史を単純化・歪曲したものであることがわかるでしょう。

そしてこのことから、日本国憲法が形式的には

国内法でありながら、実質的には、多国間でつくられた国際法的性格をあわせもつといえるのです。すると、その制定にかかわった国々の意思を無視して、それを改廃することはできません。当事国である連合国（民）にたいする説明責任をはたし、同意をもとめるプロセスが必要になります。

さらにこれは、狭い意味での締結国以外の国（民）とのあいだでも意味をもちます。九条によつて日本軍国主義の復活がおさえられているということをお前提にして、戦後アジアの国際秩序は成立・展開したからです。

そのことにもなつて、それを維持する責任が生じます。いま日本がその前提を一方的に「ちやぶ台返し」してしまえば、戦後アジアの国際秩序と他国（民）の信頼は裏切られることとなります。国際法的な側面をもつ日本国憲法には、それを許さないという政治的效果があるでしょう。

憲法九八条二項は「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」とうたいます。上で述べたように、この「国際法規」の中には日本国憲法自体も含まれるという、入れ子の構造になっています。

## イ 日本国憲法にはネイション（国民）を越える性質があるから

一九世紀につくられた近代憲法の多くは、国民の参加と同意という「神話」に依拠しました。じつ

参加できたわけではなく、とくに女性や労働者は政治過程から排除されていました。しかしタテマエだとしても、憲法と国民概念とが結び付けられることで、国家権力は正統性を、憲法は規範力を得ました。

これにたいして日本国憲法は、ネイション（国民）の憲法という近代的性質を残しつつ、他方でそれを越えようとしています。そこにはいくつかの背景があります。

① 国家主権の相対化が、二〇世紀に強まりました。大西洋憲章（四一年）が「一切ノ國ノ一切ノ人類カ恐怖及欠乏ヨリ解放セラレ其ノ生ヲ全ウスルヲ得ルコトヲ確實ナラシムヘキ平和カ確立セラルルコト」を、またフランス第四共和制憲法（四六年）が植民地主義の否定を掲げたことは、そのあらわれです。日本国憲法もそれと無縁ではありません。

② 国際社会では同じころ、人権は国内問題から国際問題に移行しはじめました。1(1)ウで指摘したことです。が、「全世界の国民」の平和的生存権をうたう日本国憲法前文は、あきらかにネイションの枠を越えています。他国民の人権を保障することは容易ではないとしても、理念はそこまで到達しました。

③ 全体主義という経験がありました。大日本帝国憲法は「万世一系ノ天皇」（一条）という、普遍性のかけらもない、きわめてナショナルな価値にもとづいていました。その帰結が「自国のこ

とのみに専念して他国を無視し」た植民地支配と侵略戦争です。そこで日本国憲法は、大日本帝国が臣民を統合するために利用したナショナルなシンボル群から距離をおこうとしました。

まず日本国憲法には国旗・国歌条項がありません。これは、同時期につくられたフランス、ドイツ、イタリア、中国などの憲法が国旗条項をもつのと対照的です。ですが、わたしたちには、植民地支配や侵略戦争と決別するにふさわしい国旗・国歌の候補がなかったことからすれば、国旗・国歌条項がないことは自然のことなのです。国家は、宗教（神道）というシンボルの使用も、厳格な政教分離条項によつていましめられています。さらに大日本帝国憲法下で「統治権ヲ総攬」した天皇を存続させながら、しかし「国政に関する権能」を有しないこと、さらに内閣（助言・承認権）や国会（皇室財産における財政議会主義）の統制下に置くことによつて、形式的な存在としました。

④ 平和主義です。とくに「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」（憲法前文）という「決意」をもつ日本国憲法の平和主義は、日本国（民）の片思いで成りたちません。それには、「平和を愛する諸国民」が存在しなければなりません。つまり平和という憲法的プロジェクトには、他国（民）の積極的参加が欠かせないといえます。これは「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めてゐる国際社会において、

名誉ある地位を占めたいと思ふ」という箇所にもあらわれています。

平和主義を批判するひとは「そんな国際社会は存在しない」と冷笑します。自民党も「ユートピア的発想」といいます（『日本国憲法改正草案Q&A増補版』）。その指摘は一面では正しく、国際社会はしばしば理想とは違う暴力的な姿をみせます。しかし「そんな国際社会」にしてしまった責任の一端は日本にあるし、また「そんな国際社会」をかえていくことは憲法上の義務があるのです。ですから「アジアは日本をどう見ているか」「アジアを平和にするために、アジアにどうはたらきかけたらいいか」ということに留意しながら、憲法と改憲についてかんがえることが大切でしょう。

#### ウ 日本の平和／軍事はアジアにおおきな影響をもつから

九条は、日本の軍事大国化にたいする歯止めです。それがあつたため、日本は朝鮮戦争やベトナム戦争に本格的に参戦できませんでした。それはまた、アジアにおけるアメリカの軍事的覇権にたいする歯止めとしても機能しました。反対に、九条改憲による日本の軍事化、日米安保体制の強化は、アジアの軍事的な緊張を高めることになるでしょう。

これにたいして日米軍事同盟はアジアにおける平和の維持につながる、という議論があります。『防衛白書 令和元年版』には、「米軍のプレゼン

スは、地域における様々な安全保障上の課題や不安定要因に起因する不測の事態の発生に対する抑止力として機能し、わが国や米国の利益を守るのみならず、地域の諸国に大きな安心をもたらすことで、いわば「公共財」としての役割を果たしている」と書かれています。日本に米軍が駐留し、アジアで軍事力を発揮する可能性があることは、紛争の抑止になるという評価です。

二つの議論は相反します。しかし憲法九条や日米安保体制がアジアの平和に影響するという点で、認識を共有しています。これもまた、アジアの視点から憲法と改憲を考えなければならぬ理由の一つです。

#### エ 改憲には広い視野をもって事実を評価することが必要だから

あたらしく法をつくったり、既存の法を変えたりするとき—とくに公権力を強める方向のとき—には、必要性を証明する事実が現実存在しなければなりません。もしその事実が存在しないなら、法をつくったり変えたりできない（この事実を立法事実といいます）。とくに国の最高法規である憲法を変えて、国家権力を強めるばあい、より強度な立法事実の存在がもとめられるでしょう。

九条改憲にもこの要件があてはまります。九条改憲を主張するなら、立法事実を証明しなければなりません。九条改憲に反対するなら、立法事実のないことを指摘すればよいのです。ただ日本国

憲法には国際法的側面があり、アジアにたいする影響も大きいことから、通常の立法事実とくらべて、よりひろい視野にたつて立法事実の有無を検討することがもとめられます。

では、アジアに九条改憲の立法事実はあるのでしょうか。

朝鮮半島は朝鮮戦争の終結にむけて着実に歩んでいます。北朝鮮の核・ミサイル問題は九条改憲によらず解決できます。また米中間の貿易紛争は軽視できませんが、経済の相互依存性がつよまった現在、それが軍事的衝突にまでエスカレートする現実的なおそれはないのでしょうか。九条改憲論は、こういうことを考慮したうえで組み立てられなければなりません。

また既存の法を変えるときには、法を変えることで得られる利益と、変えることで失われる利益とをくらべて（この作業を比較衡量といいます）、前者が後者をうまわるときにのみ、法を変える正当性があるといえます。そして客観性をもつ事実だけを、比較衡量の天秤にかけることができます。

アジアには核兵器が拡散しており、核兵器を保有する国や保有しようとする国、配備する国が多数あります。そこで九条を変えて、日本も攻撃型兵器をもたなければならぬという粗暴な主張があります。しかし現行憲法の下で、問題を解決する展望はないのでしょうか。改憲と軍事化は、状況をかえつて悪化させるおそれはないのでしょうか。

このことは、2での上ることにかかわってきま  
す。立法事実・比較衡量などの問題については「憲  
法研究者と市民のネットワーク・憲法ネット10  
3」というサイトの「安倍改憲は国家と社会をど  
う変えるか―国家改造、社会改造、そして軍事的  
組織の改造」という小論のなかで書きましたから、  
詳細はそこをご覧ください。

## 2. 朝鮮半島の視点から

ここまで、日本の憲法・改憲問題をアジアから  
見る必要についてお話ししてきました。つぎに、朝  
鮮半島の視点からかんがえてみたいとおもいます。

### (1) 二〇一八年以降の朝鮮半島の状況

一八年四月二七日、南北朝鮮の両首脳が劇的な  
会談をおこない、「板門店宣言」を出しました。  
朝鮮戦争がまだ終結していない半島で、熱戦・  
冷戦の終結と非核化にむけて、両国の首脳が話し  
合いをもったのです。

もちろん一足飛びにすべての問題を解決するの  
は難しいことです。これまでの歴史のつきかさね、  
そこから生まれた感情や法制度があるからです。  
でも大局的状况は和解の方向に進んでいます。韓  
国の文在寅大統領も六月の書面インタビューで、  
「朝鮮半島平和プロセスは朝米交渉の再開を通じて、  
次の段階に進むだろう。機が熟したと思う」

と答えています。

ところが朝鮮半島情勢の変化に、日本は主体的  
にかかわってきませんでした。しかし、そうであつ  
てはいけないのです。そもそも南北分断をもたら  
した一つの原因は、日本の植民地支配です。また  
日本は憲法九条にもとづく平和的外交を実践し、  
朝鮮半島の平和を促進することができ、それによつて  
「日本をとりまく環境」を日本国憲法の理想とする  
ところと近づくなければならぬ立場にあつたのです  
が。消極的だつた最大の理由は、日本の外交と軍事  
がアメリカの統制のもとにあり、自律的な外交をおこ  
なうことができないからです。

### (2) 日本の改憲問題を朝鮮半島から見る

では朝鮮半島から、日本の改憲問題をどうかん  
がえるべきでしょうか。わたしはさきほど、日本  
国憲法は国際法的側面をもつことを指摘しまし  
た。このような性質を踏まえれば、以下のことが  
指摘できます。

#### ア 植民地支配の清算は道半ば

韓国を植民地化した併合条約（一九一〇年）に  
ついて、日本政府はいまも「制定時から一貫して  
無効」論ではなく、ポツダム宣言の受諾によつて  
「もはや無効になつた」論をとっています。そう  
することで、併合の正当化と免責をみちびこうと  
してきたのです。しかしこれは植民地主義の清算

という点では、きわめて不十分な姿勢です。もち  
ろん北朝鮮との関係においても、この問題はまっ  
たく手つかずの状態です。

そのポツダム宣言八条は、日本の領土を本州、  
北海道、四国、九州とその周辺の小さな島々に限  
定します。またポツダム宣言はカイロ宣言を継承  
しますが、そのカイロ宣言は、「朝鮮ノ人民ノ奴  
隷状態ニ留意シ朝鮮ヲ自由且独立ノモノタラ  
シムルノ決意ヲ有ス」と朝鮮の独立をうたいまし  
た。

日本政府はポツダム宣言を四五年八月に受諾し  
ました。また日本国憲法前文が植民地支配を（時  
間を区切らずに）否定したことは、1でのべまし  
た。これらの規範は、いずれも日本を拘束します。  
そうすると、日本政府は「列強も植民地支配をし  
ていた」などと強弁し、朝鮮にたいする植民地支  
配をなかつたことにしたり、正当化したりするこ  
とはできません。また植民地支配下の元慰安婦や  
元徴用工にたいする人権侵害をみとめ、それにた  
いして補償する義務が生じます。

また「人権は国境と国籍を越える」という現代  
人権観念によれば、権利の保障、侵害にたいする  
救済は、日本国籍の有無にかかわらず、しなけれ  
ばならないことです。

日本政府は、広島原爆被害者たちとの話し合  
いのなかで、「サンフランシスコ講和条約で（戦  
争で受けた被害について）個人賠償請求権は消滅  
せず」と認めています（五〇年）。日本政府は（た

とえ国家間の合意があつたとしても）個人の賠償請求権は消滅しないことをみとめています。その原則は韓国人にも適用されるはずです。

強制連行・強制労働は、非人間的な環境下で、本人の意思に反して働かせるというものです。これは奴隷禁止条約（二六年。ただし日本は批准せず）に違反することですが、いまのことはでいえば、典型的なブラック企業のやることでもあります。

日本政府はブラック企業の肩を持つてよいのでしょうか。それともブラック企業に搾取された労働者の肩をもつべきでしょうか。わたしは、人間らしい労働の権利を保障する日本国憲法（二七条）の下で、日本政府は、ブラック企業によつて搾取された労働者のために必要な措置を講ずるべきだとおもいます。ましてやブラック企業の肩をもち、外国の裁判所の判決に介入するなど論外です。ところがじつさいには、連帯すべき両国民衆までが分断されてしまつていゝのです。

### イ 旧植民地出身者にたいする人権侵害

第二次世界大戦が終わるまで、植民地出身の人々は、政治的・社会的に内地人と異なる扱いをうけましたが、帝国臣民ではあつたわけでは、しかし占領から日本国憲法が制定される大日本帝国崩壊過程ではどうか。四五年末、衆議院議員選挙法が改正され、日本ではじめて女性に選挙権が与えられました。同時に起こされた法律改正で、旧植民地出身者は選挙権を奪われました。彼らを厄

介払いしようとしたのです。

改憲草案には、この点に関係して気になる改正条項があります。

国会議員選挙について、現行憲法には「成年者による普通選挙」（一五三条三項）とありますが、改憲草案には「日本国籍を有する成年者による普通選挙」とあります。

また地方自治体の長や議員の選挙について、現行憲法には「…住民が、直接これを選挙する」（九三条二項）と書かれています。改憲草案では「…住民であつて日本国籍を有する者が直接選挙する」とあります。

自民党がこのような改憲を志向する背景には、九五年の最高裁判決があるのでしょう。同判決は、地方選挙では在日朝鮮人などの特別永住者には選挙権を認めても良いという趣旨でした。この最高裁判決を目的のカタキにする保守層がいます。上記改憲条項には、この判決を否定し、外国人の選挙権を先回りして否定する意図が読み取れます。改憲草案は、四五年の法律改正で旧植民地出身者を厄介払いしたのと同じことを繰り返そうとしています。

人権侵害は、明文改憲ではない手法でもおきています。外国人の選挙権を実現する公選法の不正（不作為）、朝鮮学校に対する差別的な財政措置、外国人にたいするヘイトスピーチの横行などです。

しかし、日本国憲法はネイションの枠を越える

性質を持ち、国境や国籍によらず人権を守る憲法です。また植民地支配がもたらした惨禍について、責任を負います。ですから、旧植民地出身者を一方的にコミュニティから排除した四五年の選挙関係・戸籍法の改正も、改憲草案に見える外国人参政権の否定も、そして彼らに対する選挙権を保障する法改正を怠る行為、いずれもおかしいとおもいます。こうした閉鎖的な人権・民主主義を克服することは、日本国憲法を運用するうえで重要な課題だといえるでしょう。

### ウ 日本の軍事化と日韓関係

一五年九月、安保法制が強行採決によつて成立しました。これは「重要影響事態における米軍の後方支援」や「存立危機事態における集団的自衛権の行使」などを正当化します。そこで朝鮮半島に駐留する米軍と他国が戦闘状態にはいつたとき、日本政府はそれを日本にも重大な影響を及ぼすものとみなし、自衛隊を朝鮮半島に派遣して、米軍を支援したり、いつしよになつて戦争をしたりますことが可能になります。

韓国世論は安保法制にたいして否定的ないし懐疑的でした。かつて植民地支配をし、その清算が十分に済んでいない日本の軍隊（自衛隊）が再来することは、朝鮮半島の多くの人にとつて受け入れがたいことでしょう。日米韓の軍事同盟を支持する保守的メディアでさえ、そのような懸念をしめしていました。

これに関係して、一九年七月の韓国聯合ニュースの記事を紹介します。韓国には朝鮮戦争の際に設立された「国連軍」がいまも存続しています。その国連軍司令部が「朝鮮半島有事の際に戦力の提供を受ける国」に日本を含める案を推進している、というのです。

このように、とくに九条改憲の問題は、朝鮮半島の人々にとつては重大な問題となるのです。

## 工 朝鮮半島の変化は九条改憲・緊急事態条項 改憲の立法事実の不在を示す

一七年夏、北朝鮮のミサイル発射にあわせて、国は全国瞬時警報システム（Ｊアラート）を発動しました。全国の小学校などで身を隠す一斉訓練がおこなわれたことのご記憶があるでしょう。さらに安倍首相は、少子高齢化と北朝鮮情勢をならべて「国難」とよび、それを乗り越えるという名目で衆議院を解散しました（九月二八日）。

このときの衆院選挙公約で、自衛隊の明記をふくむ四項目改憲があげられました。国政選挙における自民党公約で、四項目改憲の提示は、これからはじめてです。つまり安倍首相は、北朝鮮のミサイル・核問題をてこに、九条を中心にした改憲をすすめるようとしたのです。

しかし一九年のミサイル発射のとき、安倍首相は「我が国の安全保障に影響を与える事態ではない」とし、「国難」とは言いませんでした。同じ事態なのに国難と言ったり言わなかったりすると

ころに、判断の恣意性がみてとれます。一七年在国難なら、一九年も国難です。一九年が国難でないなら、一七年も国難ではありえず、衆院解散も理由がなかったことになります。そしてこのことは、北朝鮮ミサイル問題との関連において九条改憲の立法事実が存在しないことをしめすのです。

なお自民党が一八年に発表した「改憲条文イメージ」のうちに、「緊急事態条項」があります。これは「大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる」というものです。

緊急事態条項改憲の危険性を多くの弁護士や研究者が指摘していますが、一般には十分に知られていないようです。緊急事態条項改憲の問題の一つは、「緊急事態」の要件がいまいだという点です。上記条項によれば判断権は内閣に帰属するのですが、先ほどの事例からいうと、その判断はとても恣意的なものとなってしまうのです。

## 3. 西アジアの視点から

次にペルシア湾・ホルムズ海峡をふくむ西アジアの視点から、問題をかんがえてみようとおもいます。

### (1) ペルシア湾周辺の現状

一九年六月、日本の海運会社が関わるタンカーがホルムズ海峡を航行中に攻撃を受けました。翌月には、イランがイギリス船籍のタンカーを拿捕しました。これを機に、アメリカ軍はペルシア湾周辺への軍事的プレゼンスを増強しています。

アメリカは、日本を含む同盟国を招待し、ホルムズ海峡における安全な運航の確保を目的とした「有志連合」への参加に関する説明会をおこないました。しかし現在までのところ、数力国が有志連合への参加に賛意を示しているにすぎません。他方ヨーロッパでは、アメリカ主導の有志連合に参加するのではなく、ヨーロッパ諸国が協力しておこなうペルシア湾の安全維持活動であれば実施してもよいという動きが見られます。

そもそもこの緊張の高まりは、どこに端を発しているのでしょうか。それは二〇一五年七月、イランの核兵器開発を制限するために、イランと米英仏独中露との間で結ばれた核合意から、一八年五月にアメリカが一方的に離脱し、イランに対する経済制裁を強化したことと無関係ではないでしょう。だとすれば、まず核合意に復帰するよう、アメリカに強くはたらきかけるべきでしょう。



## (2) 日本の改憲問題を西アジアからみる

### ア 自衛隊の西アジア派遣は日常化している

湾岸戦争以降、自衛隊派遣がくり返されています。順をおってなると、湾岸戦争後のペルシア湾での機雷掃海、アフガン戦争・イラク戦争での人道支援や米軍の後方支援、ソマリア沖の海賊対策、南スーダンへのPKO派遣がありました。また海賊対処のために、ジブチには自衛隊の海外基地がおかれています。

安保法の制定の結果、自衛隊は大胆に戦闘に参加できるようになりました。一九九二年二月以降、シナイ半島でエジプト・イスラエル間の停戦監視活動等を行うMFO（多国籍部隊・監視団）の司令部に自衛官二名が派遣されています。

このように、自衛隊の海外派遣は日常化しつつあります。また派遣先が西アジアや東アフリカ地域に集中していることもわかります。

### イ 自衛隊派遣と九条改憲の関係

しかし自衛隊をこれらの地域に派遣することには、違憲の疑いがあります。憲法九条が自衛権を含めていつさいの実力行使を禁じたとする説（完全非武装説）からしても、また日本にたいする攻撃があったときにのみ自衛権を行使することができるとする説（専守防衛のための自衛権行使合憲説）からしても、です。自衛隊創設当時、参議院は「本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条

章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照し、海外出動はこれを行わないことを、茲に更めて確認する。」と決議をしていました（五四年）。海外派遣の「実績」が積み重ねられたとしても、その違憲性が消えたことにはなりません。

ではどういふ法をつかつてペルシア湾周辺地域への派遣がおこなわれるのでしょうか。まず既存の法律（自衛隊法、防衛省設置法<sup>①</sup>、平和安全協力法など）にもとづいて派遣することがかんがえられます。しかしじつさいには現行法制の下では、自衛隊の有志連合への参加は法律上難しいとおもわれます。

またあたらしく特別措置法などの法律をつくることもかんがえられます。ただし安保法制定のさいに、継ぎ目のない（シームレスな）安全保障体制が完成したと説明したばかりです。そのことからすると、あたらしい立法措置が必要だという説明はしにくい。

したがって現行憲法および法律の下で、ペルシア湾周辺への自衛隊派遣がかりにあったとしても、活動は抑制的とならざるをえません。たとえば、①戦闘地域あるいは戦闘が起きうる地域へ自衛隊を派遣すること、②「停戦合意があること」「当事国・団体が、自衛隊の参加をみとめていること」などの参加要件を満たさない状況でPKOや多国籍軍に自衛隊が参加すること、③米軍にたいする他国からの攻撃があったが、それが日本の存立を脅かすとはいえない状況で集团的自衛権を行使す

ること、これらはいずれも不可能でしょう。

では九条改憲が実現し、たとえば現行の九条一項・二項はそのまま、あらたに自衛隊の存在を明記する規定が書き加えられたとしたら、状況はどうかわるでしょうか。そのばあい、既存の条項が自動的に無効となるわけではありません。新旧両規定が並存するだけです。それにそもそも法の意味は、文言だけでなく、それを支えようとする民衆の意識と力によって決まってくるものだからです。

とはいっても条文が変更されること（明文改憲）は、民衆の法意識におおきく作用する可能性があります。したがって、自衛隊の活動にたいする制約の一部がゆるめられたり撤廃されたりするかもしれせん。

### ウ 西アジアにとって九条平和主義はなにを意味するか

自衛隊派遣と憲法・改憲の問題について、その他の点もかんがえてみましょう。

① アメリカがイランに経済制裁をすることは、イラン民衆の「恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利」<sup>②</sup>をあきらかにおびやかします。日本政府がそれを黙認するなら、それもまた平和的生存権の消極的侵害にあたるとおもいます。

② アメリカがペルシア湾周辺で軍事的プレゼンスをおこなうことはイランの主権をおびやかし、また両国間の軍事的緊張を高めます。かつて、ペ

ルシア湾周辺に展開したアメリカのミサイル巡洋艦がイランの民間航空機を誤って撃墜し、乗客・乗員二九〇人全員が死亡した事件がおきています（八八年）。偶発的な事件もふくめてこのようなことを再びおこさないためにも、米軍はこの地域から撤退するべきではないでしょうか。また自衛隊は、このような米軍の活動にたいする「後方支援」「平時からの護衛」もふくめた一切の活動を控えるべきです。

③ ジブチには、海賊対処を目的として、自衛隊が基地をもって常駐しています。自衛隊の法的地位については、日本とジブチとのあいだで地位協定がむすばれています。しかし地位協定はジブチの裁判権を侵害しており、日米地位協定以上の不平等条約になっています。このように西アジアに派遣された自衛隊が、現地の人々の平和的生存権などの人権を侵害するおそれがあります。

④ 日本は、国際協調主義の立場からの積極的な平和外交を推進するべきでしょう。ここであらためて問われるのは、アメリカから自立した日本の外交をどう実践していくかだと思います。

この講演で申し上げたかったのは、日本の憲法と改憲問題を、アジアという立場に自らの身を置いてかかざるべきことの重要性でした。わたしは、アジアという視点から考えて、現行の日本国憲法を変えるべきではないし、またその必要はないとかがえています。ということ、後段の対談につながりたいとおもいます。

## 【注】

(1) 首相は、一九九一年一月一八日の国家安全保障会議で、ホルムズ海峡周辺のおマーン湾などに自衛隊を派遣することを検討するよう指示しました。

この派遣は、防衛省設置法の規定する「調査・研究」という形式をとることになるようです。しかし防衛省設置法は、組織の権限行使の方法を規定した「作用法」ではなく、組織の構成を規定する「組織法」です。そのため、自衛隊の調査・研究の方法は、まったく規定されていません。じつさ同法四条が規定する防衛省所掌事務のうち、第一八号「所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと」とは、どのような状況において自衛隊が調査・研究を行うのか、一切の定めがないのです。さらに調査・研究活動の期間、地理的制約、方法、装備などいずれも白紙です。国会が関与す

る手続（報告・承認など）も一切定められていません。このように法的にまったく野放し状態のまま自衛隊を海外に派遣してしまうことは、平和主義にとつてはもろろんのことですが、民主主義（シヒリアン・コントロール）にとつてもきわめて危険なことだともいえます。なおこの問題の法側面について、くわしいことは、憲法研究者有志による「ホルムズ海峡周辺へ自衛隊を派遣することについての憲法研究者声明」（二〇月二八日発表）をお読みください。

(2) 国際司法裁判所（ICJ）は、一九九一年一月三日、アメリカの対イラン経済制裁について、イラン領内の個々の人々の健康と生活に深刻な害を与えかねないため、医薬品や飛行の安全など人道に関わるものについて、制裁を解除するよう命じました。しかしアメリカ政府がこの判断に従うか、いまのところ不明です。

## 対談

### 日本国憲法の国際性の意義を再認識

清末 それでは、永山先生のご講演を受けまして、永山先生と私の対談に入っていきたいと思えます。

対談に先立ち、ご講演に関する私の感想を申し上げます。上げたいと思います。

まず、永山先生のご講演は、国際的な公約としての日本国憲法の存在意義が非常によく理解できる内容だったと思います。日本国憲法には多くの意義がありますが、その中でも特に重要なもの一つは、国際的な公約という側面にも深く関係している、日本人々の人間性の回復にあると私は思っています。大日本帝国時代の帝国主義・植民地主義・軍事主義は、それに加担した日本人々の内



面に残り、それによって人々は著しく人間性を奪われたと思います。そこで制定された日本国憲法には、人間性を破壊されてきた日本人の肉々の内面を回復させる効果があると思います。しかし、そうした回復が十分に成し遂げられていない状態で、新たな軍事主義が日本国憲法の下で進められているという、非常に深刻な問題を現代の日本が抱えているということをご講演を通してあらためて思い知らされました。

もう一つ印象深かったのが、日本国憲法が前文

で「全世界の国民のための平和的生存権の確認」

を明記したことの意義です。物理的な意味での国境も含め、ナショナルを越える日本国憲法の理念についてもその意義を明確にお話しいただいたと思います。日本国憲法は本来的な意味で国民国家を越えたところでの人権保障を目指すことができず、現代においては外交の實踐がなければならず、現代においては外交の實踐がなければならず、個人としても市民活動としてもその方向で動いていくことが求められると思います。

日本のNGOはこれまでも国境を越えた人道的な活動を様々なかたちで行ってきていますが、その根底には、日本国憲法前文のいう「全世界の国民の平和的生存権」を市民としていかに達成していくかということが問題意識としてあると思います。その中で非常に重要だと思ふのは、太田一男先生などが長く提唱されてきた、国を越えたレベルでの民衆の非武装の實踐にあると思います。日本のNGOは基本的に、非武装であるからこそ、平和的生存権を一つひとつ何らかの形で達成できると信じて活動してきたのだと思います。しかし、今般の改憲に向けた動きは、そうしたNGOの信念をも否定し、対外的にもマイナスの効果をもたらす危険性があるのではないかと、ご講演を聴きながら考えていたところです。

## 民間への妨害をもたらす日本の政治動向を懸念

**清末** ご講演に関する私のコメントは以上です。これについてどのように思われたのか、永山先生にご発言をお願いします。

**永山** NGOなどの民間団体が国境を越えて活動することについて言うと、国家ないし政府の立場は、日本国憲法に照らして見ると、二つの段階があるとおもいます。一つは民間での取り組みを積極的に支える立場、もう一つは、あえて積極的にサポートはしないにしても、妨害もしないという立場です。

日本が今、もし改憲したり、あるいはペルシア湾に自衛隊派遣をしたりしたならば、それはNGO等の活動を積極的に支えることにならない。それどころか、海外での民間の活動を困難にさせる。それはNGO等がこれまで積み重ねてきたこと、これから取り組もうとしていることに対する積極的な国家の妨害になり、罪の重いことです。NGO等の活動を少なくとも妨害しない国家であり続けることを、日本政府には期待します。

**清末** 私は、アフガニスタンにおけるジェンダーに基づく暴力の研究を自らの研究テーマの一つとしています。私は二〇一五年を最後に、アフガニスタンに行けていません。治安情勢が非常に悪化し、ピザを取得できる状況ではないからです。仮

に現在渡航できたとしても、ビクビクしながら活動しなければならぬと思います。その理由の一つは、多国籍軍がこの間アフガニスタンに対して行ってきたことと大きな関係があります。現在、米軍がバックにいるアフガン政府軍、米国と和議を協議を行ってきたタリバーン、中東から流れ込んでくるイスラーム国（いわゆる「IS」）との間で三つ巴が起きており、その結果、毎日どこかしらで爆弾事件が起きるような状況になっています。このような状況下にある国にあえて渡航し、調査等の活動をするということに、なかなか勇気がわいてきません。

もう一つは、目的が草の根の市民活動であれ、



清末 愛砂氏

調査・研究であれ、やはりどのような国から来たかが問われるということです。受け入れる側の国の人々は、来訪者の属する国の政治動向をシビアに見るものです。その意味で、日本が国際社会で軍事的に大きな存在になればなるほど、民間人の命は狙われやすくなるということが現実にあります。ですから、日本の改憲問題をアジアの視点から考えるならば、海外で活動するNGOや民間の研究者に対する妨害の観点から、国のやっていることに対する批判もしていかなければならないと思います。

### 現下のペルシア湾をめぐる情勢をどう理解すべきか

**清末** 次に、先ほどの講演を引き継いで、ペルシア湾やホルムズ海峡の問題について掘り下げていきたいと思えます。

まず永山先生から、この問題について追加してお話することがありましたら、付け加えていただけないでしょうか。

**永山** 西アジア・東アフリカをふくめたインド洋地域において、アメリカや中国の軍事的プレゼンスがせめぎ合いになっているなかで、日本はアメリカの軍事的プレゼンスを支援する役割を負おうとしている。こう見るのが妥当だと思えます。ペルシア湾での有志連合構想への参加を前向きに検討していることなどは、その一つの現れです。

日本はいま、海賊対策を理由として、哨戒機による海賊船の探査、他国の軍隊への情報提供の活動などをインド洋でおこなっています。そのために、日本の自衛隊は、東アフリカのジブチ共和国に基地を設けています。海外の恒久的基地はこれが初めてです。ここからペルシア湾までは、自衛隊の哨戒機を飛ばすことは不可能ではありません。そこで、日本の自衛隊が米軍と一緒にインド洋地域に展開していく可能性はあります。

ペルシア湾周辺の問題は、時計の針を二〇一五年に戻してみないとわかりません。

二〇一五年までイランでは核濃縮による核兵器の開発が続けられていましたが、アメリカがそれを許さないという立場で介入し、一五年七月にイランと六カ国（アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、ロシア、中国）の間で、いわゆる「核合意」（包括的共同行動計画）が締結されました。そしてイランが核開発を止める見返りにイランへの経済制裁を止めることになりました。

イラン核合意を結んだ当時のアメリカはオバマ政権でしたが、その後を継いだトランプ政権は一八年五月、一方的に合意から離脱しました。以降、アメリカはイランに対する経済制裁をおこなうという立場に転換しています。これにたいしてイランは核合意の履行の一部停止を宣言して、穏やかなかたちで問題を収束させようとしたのですが、トランプ政権側は態度をかえないうえ、いまの状況に至ってしまったのです。

したがって、一九年六月以降のペルシア湾の局面だけを見て、有志連合で対抗しようという判断は、ボタンの掛け違いです。もう一度、イランが核開発を止める代わりにイランを敵視するのも止めるという一五年の合意の段階に立ち戻らないと、この問題は解決しないとおもいます。有志連合構想は、その名とは裏腹に、アメリカの一国主義的で身勝手な判断です。

## 日本のあるべき外交を考える

**清末** 先ほどの講演の中で、アメリカから自立した日本の外交が重要との問題提起がありました。日本の外交は日本国憲法の理念に基づく外交でなければならぬはずですが、法的根拠も乏しい自衛隊のペルシア湾派遣などはそれを大きく外れるものです。

アメリカから自立した日本の外交を考えると、国際法、特に国際人権法を遵守するかたちでの外交が非常に重要です。それは日本国憲法第九八条第二項の要請にも沿うものです。

その一つの例として、イスラエル問題への対応があります。イスラエルはこれまでありとあらゆる国際人権法・国際人道法への違反をくり返してきた国ですが、アメリカに支えられることよって国際的な批判を免れてきました。

国際人権法の遵守という観点から言えば、日本が、同法違反をくり返すイスラエルを支えるアメリ

リカに追従していくような外交を行うこと自体、憲法第九八条第二項が要請する外交姿勢から大きくかけ離れた状態になるのではないかと思えます。この点についてはいかがでしょうか。

**永山** アメリカ・イスラエル関係は、イラン・イスラエル関係と切り離してかんがえることはできません。イランとイスラエルは緊張関係が続いています。イスラエルはイランで核開発が進めば核攻撃を受けるのではないかと、イランにたいして攻撃的な態度をとり続けています。ですからアメリカとイランの間の対立関係において、イスラエルも実質的な当事者になっています。

国連総会は、イスラエルがパレスティナでおこなっていることは、パレスティナの人々の人権と自決権を侵害しており、国際法違反だとして、イスラエルにたいする非難決議をくり返してあげています（たとえば一八年六月一三日国連総会決議）。国際法や国際人権を遵守する国として、日本は、イスラエルに対する批判的な立場をはずきりと示すだけでなく、同国が国際法違反をくり返さないよう、これまで以上につよく働きかけるべきです。それが憲法のもとめる外交の姿だとおもいます。

## 大学での軍事研究にどう歯止めをかけるか

**清末** パレスティナのガザでは、二〇一四年七月〜八月、長期にわたる攻撃が行われました（ガ

ザ侵攻）。同時期の七月六日にエルサレムでは、日本貿易振興機構（JETRO）や新エネルギー・産業技術総合開発機構等が当時の経済産業大臣のイスラエル訪問に合わせる形で日本とイスラエルとのビジネスや技術協力関係の強化を図るための会議を行いました。これらには、例えば、パレスティナ攻撃を促進するようなサイバー・セキュリティ関連の協力も含まれていました。

このように、日本は、封鎖下の攻撃により人の生命が奪われているガザからそれほど離れていないエルサレムで、日本国憲法の前文にある「国境を越えた平和的生存権の確保」に反するようなことを平気でやっていたのです。

**永山** そこには、イスラエルに対する武器輸出や軍事技術の移転という問題も含まれていますね。

**清末** 今や日本の大学でも、軍事技術の研究を何の躊躇もなく進めてしまう研究者が増えてきています。永山先生が所属されている大学も大変な状況になっていると聞きます。

**永山** 全国の科学者や研究者がつくる日本学术会议という組織があります。学术会议では長い議論の末に軍事研究には否定的な立場をとることを決めました（一七年三月二四日「軍事的安全保障研究に関する声明」）。

しかし防衛省や防衛装備庁の側は、大学と共同で軍事研究を進めようとして、多額の研究資金を大学に回しています。いま全国でこの両者のせめぎ合いが見られます。わたしの所属する東海大学

は、この軍事研究において、突出した大学のひとつとなつてしまいました。元々は平和を旨として創設された大学だったので、残念なことです(詳細は「軍学共同反対連絡会ニュースレター」三四号)。

しかし現在は、多くの大学人と学術会議の努力のおかげで、軍事研究にたいして否定的な声明を出し、あるいは軍事研究をおこなわないことを方針とする大学が増えてきています。

**清末** やはり憲法第九条の存在が、研究者が軍事研究に向かわないようにするための大きな歯止めの役割を果たしてきたと思います。自民党の改憲案が目指している、九条への自衛隊の明記は、そのような従来の常識を覆してしまうことにもなるので、非常に気をつけなければならないと思っています。

## 国家の存在意義とは何か

**清末** 最後に、「国家は何のために存在するのか」という問いについて、永山先生のお考えをお聞かせください。様々な問題があるにせよ、それでも国家の存在を認める理由とはどこにあるのか。私の場合、それはただ一つ、人権を守るためです。国民の枠を越えて、日本に住むあらゆる人たちの人権を守ることです。繰り返しになります。日本国憲法は、国境を越えた全世界の人々の平和的生存権を謳っています。この点については

いかがでしょうか。

**永山** 「あいちトリエンナーレ2019」という芸術イベントで、一部の企画展が中止に追い込まれるという事件が発生しました。この問題を引き起こした原因は、暴力で主催者を脅した人や、その脅しに乗って展示を止めさせようとした権力者がいたことですが、愛知県は公権力としてどうあるべきだったのか、ということも重要です。公権力は人権を守るためにつくられているものです。この事例で脅しがあつたとするならば、展示者のために、その脅しをはね除けるために必要なことを愛知県が適切に実行できたかどうかが問われます。人々の人権や権利を脅かすものが現れたとき、国であれ、自治体であれ、公権力がしなければならぬのは、警察や司法の力も使いながら、人々のための防波堤になり、生命や安全を守ることです。それが公権力の存在意義だと思っています。

**清末** さんからもご指摘があつたとおり、国家は人々の自由や権利を守るために存在しているものです。ですから、国家権力がなくなれば個人は自由に自由になる、という単純な話にはなりません。逆に、人権や自由を脅かすものが出てきたときに、国家権力がなければ、誰もその脅かされている人を守れないからです。自由や人権を脅かすものを排除・処罰し、それらを守ることの支えになるのが国家の本来的な役割だとおもいます。

**清末** これにて対談および本日の市民講座を終

了したいと思います。長時間のご清聴、誠にありがとうございました。

本稿は、二〇一九年八月二四日に開催した市民講座の内容をまとめたものです。

文責・編集部